

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
工事請負契約要領

〔平成 16 年 7 月 9 日〕
施設部長裁定

改正 平成 21 年 3 月 1 日
改正 平成 21 年 7 月 2 日
改正 平成 23 年 4 月 28 日
改正 平成 27 年 3 月 27 日
改正 平成 28 年 4 月 1 日
改正 令和 元年 11 月 1 日
改正 令和 2 年 7 月 1 日
改正 令和 3 年 4 月 1 日
改正 令和 4 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下、「機構」という。）において発注する工事の請負契約については、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構会計規程（平成16年規程第89号。以下「会計規程」という。）、及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構契約事務取扱規則（平成16年規則第16号。以下「契約事務取扱規則」という。）その他の規程、規則又はこれらに基づく特別の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(入札保証金の納付等の明示)

第2条 施設部長は、一般競争入札のための公告をするときは、入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）の全部を納めさせない場合を除き、当該公告において、当該入札について入札保証金を納付すべきものであること及び当該入札保証金は契約の相手方（会計規程第19条の規定により契約の相手方とする者をいう。以下同じ。）が契約書の取り交わしをしないときは、機構に帰属するものであることを明らかにしておかなければならない。

2 前項の規定は、指名競争入札のための公示及び指名通知をする場合に準用する。この場合において、同項中「公告」とあるのは「公示及び指名通知」と、「当該公告」とあるのは「当該公示及び当該指名通知書」と読み替えるものとする。

(入札保証金の納付手続き)

第3条 施設部長は、一般競争入札に参加しようとする者又は指名競争における指名者（以下「競争加入者」という。）に入札保証金（入札保証金として納付させる担保が次項から第3項までに規定するものである場合を除く。）を納付させるときは、機構が指定する預金口座に振り込ませなければならない。

2 施設部長は、入札保証金として納付させる担保が国債に関する法律（明治39年法律第34号）の規定により登録された国債又は社債、株式等振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定により登録された地方債であるときは、競争加入者に当該登録された国債又は地方債について質権設定の登録手続きをさせ、かつ、登録済通知書又は登録済書を、入札保証金納付書に添付して提出させなければならない。

3 施設部長は、入札保証金として納付させる担保が銀行に対する定期預金債権であるときは競争加入者に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行の承諾を証する確定日付のある書面を

入札保証金納付書に添付して提出させなければならない。

- 4 施設部長は、前3項の規定による入札保証金及び入札保証金納付書等の提出があったときは、調査のうえ、競争加入者にこれを封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として納付させる担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額又は質権設定金額その他担保の種類に応じ必要な事項並びに競争加入者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記させなければならない。

（入札保証金等の還付）

- 第4条 施設部長は、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）について入札保証金を納付させている場合において、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時にこれを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては当該競争入札に係る契約書を取り交わした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを還付しなければならない。

（競争執行の日時及び場所）

- 第5条 施設部長は、競争を執行する場合において、品質、性能等の同等性の立証をさせるため、技術審査を行うためその他必要と認めるときは、入札書の受領最終日時以降において合理的と認める日時を開札日時とすることができる。

（入札の執行）

- 第6条 施設部長は、競争加入者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。

（無効の入札書）

- 第7条 施設部長は、あらかじめ、競争加入者に、契約事務取扱規則第21条の各号に該当する入札書があったときは、無効のものとしてこれを処理することを知らせておかななければならない。

（落札者の決定）

- 第8条 予定価格以内の価格で、最低の価格の有効入札をした者を落札者とする。ただし、施設部長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の基準等）

- 第9条 施設部長は、予定価格が2000万円以上の工事請負契約について契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準は、以下に該当する場合とし、その場合にあっては最低価格の入札者を直ちに落札者とししないものとする。

工事の請負契約については、競争入札ごとに予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ施設部長が定める割合（「文部科学省発注工事請負等契約規則第13条の基準の運用について」及び「文部科学省発注工事請負等契約規則第13条の基準の運用について」の一部改正について令和4年3月10日付け大臣官房文教施設企画・防災部長通知3文科施第458号を準用する）を乗じて得た額の合計額を下回る入札価格であった場合

第10条 施設部長は、予定価格が2000万円以上の工事請負契約に係る競争を行った場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなったときは、直ちに当該入札価格が次の各号の一に該当することにより低廉となったものであるかどうかについて調査しなければならない。

- (1) 入札に付した工事の請負に充てる資材について、入札者の取得したときの価格が当該工事の請負の入札時の価格より低廉なこと。
- (2) 入札に付した工事の請負に充てる資材について、入札者が他の工事の請負に必要な資材と併せて購入することによりその価格が低廉となること。
- (3) 契約の履行にあたり、入札者が有している技術及び資料等を利用することによりその価格が低廉となること
- (4) 入札に付した工事の施工場所又はその近くにおいて同種の工事を施工中又は施工済であって、当該工事に係る器材を転用することができること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設部長が認める特別の理由があること。

2 施設部長は、前項各号の一に該当することにより入札価格が低廉となったものと認める場合には、契約の内容に適合した履行がなされるものと認めることができる。

(契約書の作成及び契約保証金の納付時期)

第11条 施設部長は、競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から10日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは合理的と認める期間）に、契約の相手方と契約書の取り交わしをし、及び第3項の規定により契約保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）の全部を納めさせない場合を除き、契約の相手方に契約保証金を納付させなければならない。

2 施設部長は、随意契約をする場合において、当該契約について契約書を作成するとき、又は契約保証金を納付させるときは、速やかに、契約の相手方と契約書の取り交わしをし、又は契約の相手方に契約保証金を納付させなければならない。

3 次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (2) 契約事務取扱規則第5条に規定する資格を有するものによる競争入札に付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

(契約保証金の納付手続き)

第12条 施設部長は、契約の相手方に契約保証金を納付させるときは、次の各号により、当該各号に定める手続きをさせ、当該各号の領収証書等を契約保証金納付書に添えて提出させなければならない。

- (1) 契約保証金として納付させるものが現金であるときは、契約の相手方に、当該現金を機構取引銀行に振り込ませ、保管金領収証書を提出させること。
- (2) 契約保証金として納付させる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く。）であるときは、契約の相手方に、当該有価証券を機構取引銀行に払い込ませ、かつ、有価証券払込済通知書を提出させること。
- (3) 契約保証金として納付させる担保が、登録された国債又は地方債であるときは、契約の相手方に当該登録された国債又は地方債について質権設定の登録手続きをさせ、かつ、登録済通知書又は登録済書を提出させること。
- (4) 契約保証金として納付させる担保が、銀行又は施設部長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権であるときは、質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させること。
- (5) 契約保証金として納付させる担保が、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184

号) 第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証であるときは、当該保証を証する書面を提出させ、遅滞なく、当該保証をした保証事業会社との間に保証契約を締結すること。

(履行保証保険契約)

第13条 施設部長は、契約の相手方が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を提出させるものとする。

(公共工事履行保証証券)

第14条 施設部長は、契約の相手方が公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を提出させるものとする。

(工事請負契約基準)

第15条 施設部長は、工事請負契約を結ぶ場合は、契約の履行について別記第1号の工事請負契約基準(以下「工事請負契約基準」という。)を内容とする契約を結ばなければならない。ただし、その一部についてこれにより難い特別の事情がある場合は、当該部分を除外することができる。

2 施設部長は、特別の事情がある場合には、工事請負契約基準に定めるもののほか、必要な事項について契約を結ぶことができる。

(契約書)

第16条 施設部長は、工事請負契約の契約書を作成する場合には、契約事項として、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 請負に付する工事の名称

(2) 請負代金額

(3) 各会計年度における請負代金の支払の限度額(国庫債務負担行為に係る契約の場合に限る。)

(4) 各会計年度における請負代金の支払の限度額に対応する各会計年度の出来高予定額(国庫債務負担行為に係る契約の場合に限る。)

(5) 施工場所

(6) 着工時期

(7) 完成期限

(8) 完成通知書の送付先

(9) 請負代金の支払をすべき回数及び時期

(10) 前金払をすべき金額及び時期並びに当該前金払をしたものの使途及び当該使途以外の使途に使用禁止の特約(前金払をする場合に限る。)

(11) 請負代金(部分払金及び前払金を含む。)の請求書送付先

(12) 契約保証金の額(契約の相手方が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合及び公共工事履行保証証券による保証を付する場合はそのことの表示、又は契約保証金を納付しない場合にあってはその旨の表示)

(13) 工事の目的物又は工事材料についての火災保険その他の保険の契約に関する事項(保険契約をさせる場合に限る。)

(14) 工事請負契約基準によるべき旨の表示

(15) 契約に関する紛争の処理方法

(16) 契約書記載外事項の処理方法

(17) その他工事請負契約に関し必要な事項

(工事費内訳明細書及び工程表)

第17条 施設部長は、工事請負契約を結んだときは、当該契約を結んだ日から15日以内に、受注者から工事費内訳明細書及び工程表を提出させなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 工事費内訳明細書については、工事期間が12月を超えない場合
- (2) 工程表については、工事期間が3月を超えない場合

(工事既済部分価格内訳書)

第18条 施設部長は、工事の既済部分について、契約に基づき部分払をしようとするときは、あらかじめ、受注者から工事既済部分価格内訳書を提出させなければならない。

(公共工事の請負代金の前金払の制限)

第19条 施設部長は、保証事業会社の保証がある場合においても、請負代金について前金払をすることが特に必要又は機構に有利であると認められる場合の外、前金払をすることができない。

2 施設部長は、前項の前金払をしようとするときは、受注者から保証事業会社の前払金の保証契約証書を提出させなければならない。

(署名)

第20条 この要領により記名して印を押す必要がある場合においては、外国人にあつては、署名をもってこれに代えることができる。

(実施上必要な事項の定め)

第21条 この要領の実施について必要な事項は、施設部長が定める。

附 則

この要領は、平成16年7月9日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年3月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年7月2日から実施する。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年7月1日から実施する。
- 2 この要領の施行日前に契約事務取扱規則第6条に規定する公告をした一般競争入札又は同規則第8条に規

定する通知をした指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年10月1日から実施する。
- 2 この要領の施行日前に契約事務取扱規則第6条に規定する公告をした一般競争入札又は同規則第8条に規定する通知をした指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から実施する。